

鳥取市営住宅等 入居者募集のご案内

《一般住宅・高齢者世話付住宅・受託県営住宅》

募集
期間

令和8年6月8日(月)～令和8年6月15日(月)^{*}

(^{*} 平日のみで午前9時00分～午後5時00分までの間。期間外は受付できません。)

募集案内を受け取りの方へ

●申込書の記入と提出場所

申込書：21ページ（公営・高齢者世話付住宅・受託県営）

※ 申込みは、1世帯につき1通です。（1世帯で2通以上の申込みをしたとき、また同一人を2通以上の申込書に記載したときは、全部の申込みが無効になります。）

提出場所：鳥取県住宅供給公社、各総合支所（産業建設課）

※ 郵送での受付はできません。

●申込団地数

市営住宅等の申込みは、2団地まで可能です。

●必要書類について

① 最終ページに添付の「納税状況確認願い」は、収納推進課（本庁舎2階）または各総合支所（市民福祉課）で、鳥取市税の納付状況の確認のため必ず証明を受けてください。

※ 市外にお住まいの方も、鳥取市に滞納がないことの確認が必要なため必ず証明を受けてください。

※ 滞納の有る人（分納誓約中の人も含む）は、市営住宅の申込みはできません。募集期間終了までに完済後お申込みください。

② 必要書類は、申込者の家族構成、勤務状況や在宅事情により異なります。必ず鳥取県住宅供給公社（または各総合支所 産業建設課）で説明を受けてからそろえてください。

●その他

① 抽選会日時は、申込受理・審査後に発送する「抽選会案内通知」でご確認ください。詳しくは、【抽選について】（7、8ページ）を参照ください。

② 申込みにあたっては、この「募集のご案内」を最後までよくお読みください。

【お問い合わせ先】 鳥取県住宅供給公社
電話：(0857) 30-7480

【 申込みに必要な書類 】

下表と右表の必要書類を揃えて、申込書と併せて提出(提示)してください。

○印のある書類は【全員の方】に必ず提出(提示)していただきます。それ以外の書類は、申込者の状況によって必要になりますので、説明を受けてから揃えてください。

申込書及び提出書類の記載内容が事実と相違するときは、申込み、当選及び入居の取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

※ 本人または同一世帯員以外の方(世帯分離も含む)が代理で公的書類(戸籍謄本など)を交付申請する時は、原則「委任状」が必要です。また、交付書類は後日郵送となる場合があります。

※ 住民票謄本、戸籍謄本、令和8年度所得課税証明書、及び家賃(持ち家なし)証明書は、記載事項に変更がなければ今回受付の最終日から6ヶ月以内のものは使用できます。

その他の証明書は新しいものがが必要です。

必要	書類名等	注意事項	発行場所等
○	「身元」の確認書類	・申込みに来る方の「身元」確認書類が必要です。	委任状の用紙は別紙
	□「代理権」の確認書類	・代理の方が来る場合は、「代理権」の確認書類も必要です。	
○	「個人番号(マイナンバー)」の確認書類	・申込家族全員分が必要です。	
○	納税状況確認願 [用紙は最終ページ]	・申込家族全員が鳥取市税【市民税・固定資産税・軽自動車税】を滞納していないことを確認するために必要です。 詳しくは「表紙」を参照ください。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 ※ 申請者が入居予定者でない場合、同意書欄に記入・押印が必要です。 ※ 受託県営住宅のみ申込みの場合、提出の必要はありません。	【証明場所】 本庁舎(収納推進課) 又は 支所(市民福祉課)
○	戸籍謄本	・申込家族全員が記載されているもの。 ※ 外国籍で未婚の方は、独身であることが確認できる書類が必要です。(留学生除く)	本籍地の市町村役場
○	□賃貸借契約書の写し □家賃証明書 □持ち家なし証明書 のいずれか	・賃貸住宅に居住の場合は、「賃貸借契約書の写し」又は「家賃証明書」が必要です。 ※ 「賃貸借契約書」は、『賃貸借人(印も)・家賃・契約期間・建物住所(住民票と同一住所)』が確認できるもの。 ※ 立退き請求を受けている場合は、併せてその証明も必要です。 ※ 家族名義の住宅に同居の場合等は、「持ち家なし証明書」が必要です。 ※ 家族名義でも、所有者の住所と申込者の住所が違う場合は、「家賃証明書」を提出してください。	持ち家なし証明書・家賃証明書の用紙は別紙
○	暴力団員でないこと等に係る誓約書	・入居予定者(同居人含む)の住所・氏名・ふりがな・生年月日を記入し提出が必要です。	用紙は別紙

必要	書類名等	注意事項	発行場所等
○	住民票 ^{とほん} 謄本	<ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主との続柄、本籍の記載があるもの。【省略は不可】 ※ 個人番号の記載がないもの。 ※ 現在の同居者全員が記載されているもの。 ※ 同一住所で世帯を分けている場合、その世帯の住民票謄本も必要です。 	住所地の市町村役場
○	[令和8年度]所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ※ 申込家族全員分が必要です。 ※ 令和8年度(令和7年分所得)の証明書が必要です。 	R8.1.1 に住民票があった市町村役場
○	個人番号管理台帳	<ul style="list-style-type: none"> ※ 申込家族全員分が必要です。 	用紙は別紙
	給与支払証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先に就職(転職)した日が、R7.1.2 以降の方。 ※ 事業所等の証明印があるもの。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 	勤務先(用紙は別紙)
	在職証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先に就職(転職)した日が、1ヶ月以内の方。 ※ 1回目の給与支給時に、「給与支払証明書」を追加提出していただきます。 	勤務先(用紙は別紙)
	退職証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.1.2 以降に退職し、現在も無職の方。 ※ 職業安定所発行の離職票(雇用保険受給資格者証)又は事業所発行の退職証明書を提出してください。 ※ 事業所発行の退職証明書は証明印が必要です。 	勤務先など
	離婚調停中の証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・現在離婚調停中であることの証明書(事件係属証明書) 	裁判所
	婚姻予約証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・入居可能日から3ヶ月以内に入籍予定の方。(ただし申込み毎の入籍予定日の延長は不可。) 	用紙は住宅供給公社又は支所
	「障がい者手帳」の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の写し 	
	入居者資格認定のための申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者と申込家族全員(未成年者を除く)が次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者手帳をお持ちの方(又は申請中の方) ② 70歳以上の方 	用紙は別紙
	生活保護受給証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受給している方。 ※ 戸籍謄本等の公的書類を申請される際は、事前に福祉事務所へご相談ください。 ※ 前回申込み時の証明書は使用できません。 	市町村役場の福祉事務所
	DV被害の方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 裁判所が発行する「保護命令に係る書類」 <input type="checkbox"/> 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 <input type="checkbox"/> 婦人相談所等が発行する「婦人相談所、婦人保護施設等に入所していた事実についての証明書」のいずれか 	裁判所・婦人相談所等
	外国籍の方	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 申込家族全員分の在留カード【必須】 <input type="checkbox"/> 独身であることが確認できる書類(留学生を除く) <input type="checkbox"/> 在学証明書 ※ 来日予定の家族を含めた申込みはできません。 	

【申込みの前に…】

◆入居者は“地域・自治会・町内の一員”です

みなさんが入居を希望しておられる市営住宅は集合住宅ですので、生活上多くのルールがあります。

住宅に入居された場合は、各団地の自治会組織に参加し、団地内の清掃等の行事や自治会役員への就任、当番など、他の入居者とお互いに協力し生活しましょう。

また、地元自治会(町内会等)組織についても加入し、地域の一員としての役割を果たすようにしましょう。

『市営住宅は“住居”であり、入居者は“地域住民”です。』

◆市営住宅は、家賃の安いアパートではありません

法律及び条例に『入居者の保管義務』が定められています。市営住宅の入居者は、入居する部屋はもちろん、住宅敷地や共用スペース、共同設備も含めて、住宅の日常的な管理(清掃、除草、除雪、軽微な修繕など)をしなければならない決まりがある、という意味です。

民間アパートの中には、管理費を徴収してこれらの管理を代行している場合がありますが、市営住宅では(管理費を徴収せず)入居者自身がこれらの管理を担うこととなっています。

◆市営住宅は“共同生活の場”です

市営住宅では、棟・団地が一つのコミュニティ(社会共同体)です。

また、住宅敷地や共用スペース、共同設備などは入居者全体で管理するため、個々の入居者に制約があり、入居者全体での作業や費用負担もあります。このため、『入居者同士の理解・協力・協調』が必要不可欠です。

『家賃さえ納めておけばいい』という考え方では、他の入居者に迷惑をかけることとなります。

◆希望する団地を決める前に…

最近、当選されても安易な理由で辞退される方が増えています。

入居決定後に安易な理由で入居を辞退することがないように、申込み「住宅の地理、小中学校区、建物の階層、生活上の利便性等」について十分検討の上で申込みください。

また、募集する住宅は新築のような状態ではありません。前の入居者が退去した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

【 個人番号(マイナンバー)制度にかかる書類 】

市営住宅の申込みをする際に、「個人番号確認」＋「身元確認」が必要になります。
以下の書類をお持ちください。

① 「個人番号」 確認書類 (次のいずれかのもの)

- 個人番号カード 通知カード 個人番号の記載がある住民票の写し
住民票記載事項証明書

- ・「個人番号」 確認書類は、【 申込者と同居予定者 全員分 】が必要です。
- ・窓口に来る方は、【 原本 】が必要です。
- ・代理人(申込者とは別世帯*の方)に申込みを依頼する場合は、下欄を参照ください。

* 同一住所で世帯分離している場合も、「別世帯」です。

② 「身元」 確認書類

※1点で良いもの → 写真＋個人識別事項(氏名、住所又は生年月日)

- 個人番号カード 運転免許証 運転経歴証明書(H24.4.1以降交付)
パスポート(旅券) 在留カード又は特別永住者証明書
身体障がい者手帳 精神障がい者保健福祉手帳 療育手帳
写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証
写真付き資格証明書 写真付き住民基本台帳カード(有効期限内のもの) など

※2点必要なもの → 個人識別事項のみ(氏名、住所又は生年月日)

- 公的医療保険被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書
特別児童扶養手当証書 写真なし学生証 本人名義の預金通帳
生活保護受給者証 介護保険被保険者証
地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
印鑑登録証明書 戸籍謄本(抄本) 住民票の写し
各種源泉徴収票 など

代理人(申込者とは別世帯*の方)が申込み手続きに来庁する場合は、
「代理権の確認」＋「代理人の身元確認」＋「(申込者と同居予定者 全員分の)個人番号確認」
が必要になります。以下の書類をお持ちください。

(1) 「代理権」 の確認書類

- ・任意代理人の場合 → 委任状 (用紙は別紙ページ)
- ・法的代理人の場合 → 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類

(2) 「代理人の身元」 確認書類

上記の②「身元」確認書類に書かれているもの

(3) 「(申込者と同居予定者 全員分の)個人番号」 確認書類

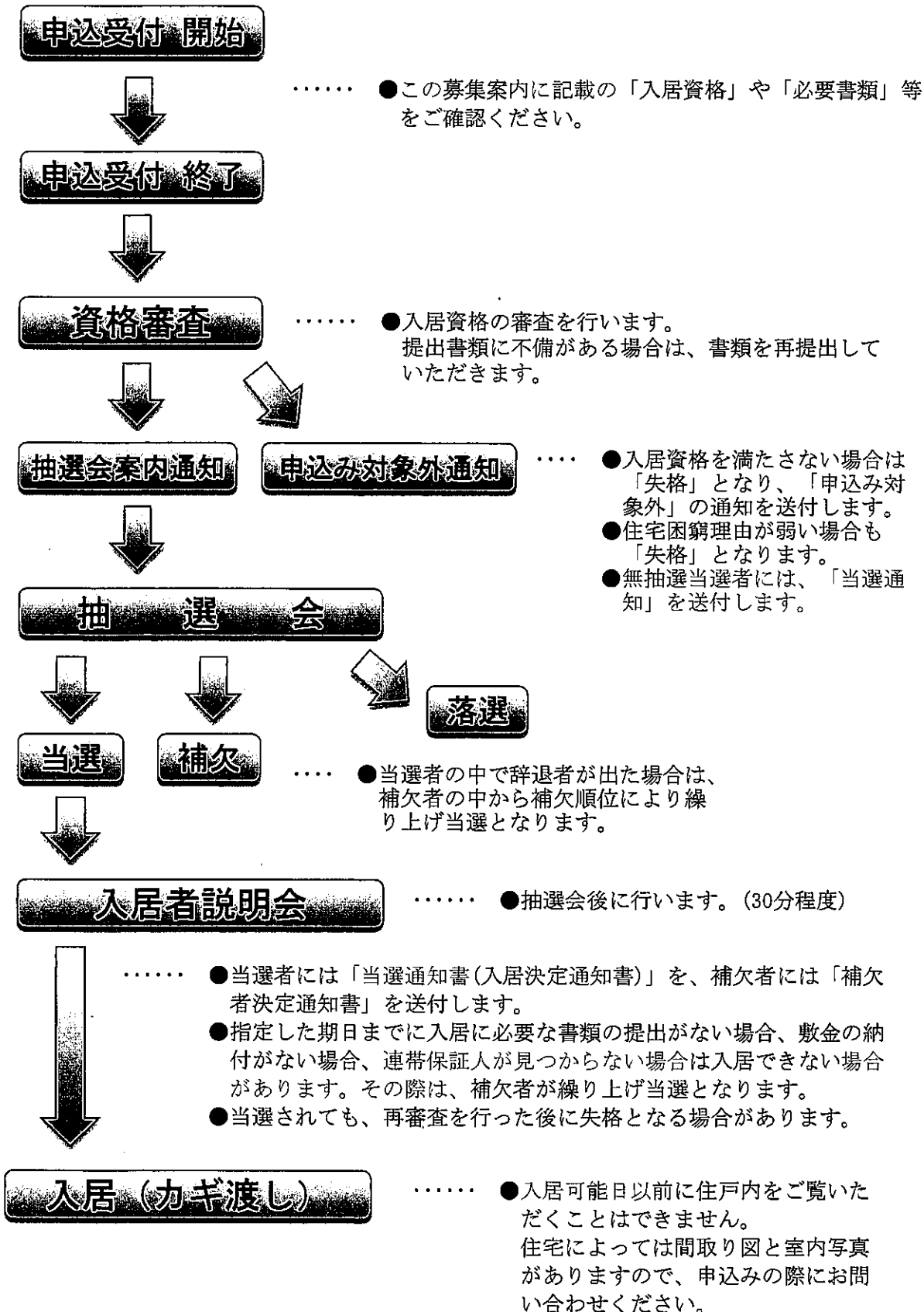
上記の①「個人番号」確認書類に書かれているもの(写し可)

個人番号(マイナンバー)の利用目的

本市の市営住宅等管理事務に係る個人番号の利用目的は以下のとおりです。

- ① 入居資格審査事務のため。
- ② 入居決定後の家賃算定事務(収入申告事務を含む)のため。
- ③ その他市営住宅等の関係条例に規定する事務のため。

【 申込みから入居までの流れ 】



【 抽選について 】

1. 抽選方法

- (1) 申込者数が募集戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。
- (2) 公開抽選において申込者が多数の場合は、下表の抽選順 1～3 の住宅と、4～10 の住宅の別に時間を分けて行います。
また、抽選の順番は団地名の五十音順（あいうえお順）としますが、高齢者世話付、単身者優先、家族世帯（2人以上）向けの順に市営住宅、受託県営住宅の別に関係なく行います。（抽選順は下表のとおり）
- (3) 複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選には参加できません。なお、「無抽選当選者*」も同様に扱います。
- *「無抽選当選者」とは、申込者数が募集戸数以下となり、抽選することなく当選した人を言います。

（例：賀露団地 2DK の募集戸数 2 戸に対し、申込者数が 2 件以下だった場合。）

【抽選順票】

抽選順	種別	団地名	フリガナ
1	公営(高齢)	材木	サイモク
2	公営(単身)	賀露	カロ
3	公営(単身)	材木	サイモク
4	公営(家族)	青谷-あさひ	アオヤ-アサヒ
5	公営(家族)	気高-矢口	ケタカ-ヤグチ
6	公営(家族)	玄好	ケンコウ
7	公営(家族)	湖山	コヤマ
8	県営(家族)	高草	タカクサ
9	県営(家族)	西品治	ニシホンジ
10	公営(家族)	西品治北	ニシホンジキタ

2. 抽選会の日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月1日(水) 午後1時30分から

(2) 場所

鳥取市役所本庁舎 6階 [第4・5会議室]

住所：鳥取市幸町71番地

問い合わせ先：0857-30-7480 (鳥取県住宅供給公社)

3. 抽選会の案内通知

(1) 案内通知は、抽選日の概ね1週間前に発送します。

(2) 抽選会の詳細については、案内通知に記載します。

4. 失格者・無抽選当選者について

(1) 入居資格を満たさない場合は「失格」となり、「申込み対象外通知」を送付します。

(2) 無抽選当選者には、「当選通知」を送付します。

抽選日の3日前になっても、「抽選会の案内通知」・「申込み対象外通知」・「当選通知」のいずれの通知も届かない場合は、お手数ですが鳥取県住宅供給公社 (Tel:0857-30-7480) までご連絡ください。

令和8年度第1回鳥取市営住宅入居者を次のとおり募集します。

1 募集期間 表紙内(1ページ)の「募集期間」のとおり。

2 募集する住宅の概要

(1)単身者優先

種別	団地名	棟	号	階数	E V	構造	規格等	月額家賃(円) 【令和8年度家賃】	建設 年度
公営	賀露	10棟	1026号	2	○	中層耐火4階建	2DK(6/6)	23,500 ~ 31,000	H17
公営	材木	2棟	35号	3		中層耐火3階建	2DK(6/6)	23,600 ~ 31,100	H11

(2)家族世帯優先

種別	団地名	棟	号	階数	E V	構造	規格等	月額家賃(円) 【令和8年度家賃】	建設 年度
公営	青谷一あさひ	2棟	221号	2	○	中層耐火4階建	3DK(6/6/6)	27,600 ~ 63,400	H21
公営	気高一矢口	13棟	1311号	1,2		木造2階建	3DK(6/6/6)	22,700 ~ 52,300	H13
公営	玄好		31号	3		中層耐火3階建	3DK(6/6/4.5)	19,200 ~ 25,400	S61
公営	湖山	3棟	31号	3		中層耐火4階建	3DK(6/6/5)	26,900 ~ 35,500	H11
公営	西品治北	1棟	32号	3	○	中層耐火3階建	3DK(6/6/4.5)	28,200 ~ 37,200	H14

※ 種別及び団地ごとの抽選となります。

【注意】

- (1) 2DK以下は単身者、それ以外は現に同居し又は同居しようとする親族がある者を優先して選考します。
- (2) 各団地の駐車場は、原則1住戸につき1台で市の許可及び使用料が必要です。なお団地によっては空き区画がない場合もあります。玄好団地は駐車場なし。
- (3) 「EV ○」はエレベーターが設置してある団地です。別途、維持管理費の支払いが必要です。(1階の入居者も同様。)
- (4) テレビをご覧になる場合に、個人負担でアンテナ設置又はケーブルテレビとの契約が必要な団地があります。
- (5) 建設年度が古い団地は、網戸・カーテンレール・給湯器が設置されていない場合があります。
- (6) 募集住戸は、募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知のうえ応募ください。
- (7) 家賃や駐車場使用料のほかにも、電気、ガス、水道、下水道の使用料及び共同で使用するものなどの費用(共益費)、町内会費等の負担が必要となります。(団地によって異なります。)
- (8) 入居可能日以前に住戸内をご覧いただくことはできません。
住宅によっては間取り図と室内写真がありますので、申込みの際にお問い合わせください。

3 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者又は単身者(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。
- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。
 - 一般世帯 …… 月額所得104,000円以下
 - 裁量階層 …… 月額所得139,000円以下ただし、次のケに該当する子育て世帯で新市域内に存する市営住宅に入居する場合は、月額所得259,000円以下*とする。(※改良住宅の場合は、158,000円以下。)

裁量階層とは、次のアからケまでのいずれかに該当する方です。

- ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが60歳以上のもの
 - イ 障がい者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号の規定により交付を受けた障がい者手帳に記載されている障がいの程度が(1)から(7)までのいずれかの程度のもの
 - (ア) 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障がいの級が1級から4級までの程度
 - (イ) 精神障がい 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第15号)第6条第3項に規定する1級から3級までの程度
 - (ウ) 知的障がい (1)に規定する精神障がいの程度に相当する程度
 - ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
 - カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
 - ケ 同居親族に義務教育終了前の児童があるもの
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - (4) 市税を滞納していない者であること。
 - (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、募集期間内(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条に規定する鳥取市の休日を除く。)に鳥取県住宅供給公社(窓口受付時間午前9時から午後5時)又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。規格が2DKの住宅については単身者を、それ以外の住宅については同居親族がある者を優先して選考する。

ただし、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は、随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6 抽選方法

7、8ページの【抽選について】を参照ください。

7 入居可能日

令和8年7月24日（金）

8 申込みにあたっての注意事項

- (1) 複数団地の申込みを可能とするが、抽選において当選した場合は必ず入居すること。入居の意思がないにもかかわらず安易に複数団地を申込み、当選辞退するような事は厳に慎むこと。
(事前に、交通機関や学校区等などの住環境を確認してから申込みください。)
- (2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、申込締切日現在、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、公告日以前から次の要件をすべて満たすこと。
・同居している ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
- (4) 申込者及び同居親族が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)

9 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、住宅入居後に同居者とならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。
なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。
 - ① 配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方
 - ② 65歳以上の
 - ③ 「3入居資格(2)イの(ア)～(ウ)」のいずれかに該当する方
 - ④ 「3入居資格(2)ウ」に該当する方。
 - ⑤ 鳥取市の指定する家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した方
 - ⑥ 鳥取市の指定する家賃債務保証業者に家賃に関する保証委託契約の締結を申し込んだが否認された方
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに住宅に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁であること。

令和8年度第1回鳥取市営住宅高齢者世話付住宅入居者を次のとおり募集します。

1 募集期間 表紙内(1ページ)の「募集期間」のとおり。

2 募集する住宅の概要

種別	団地名	棟	号	階数	E V	構造	規格等	月額家賃(円) 【令和8年度家賃】	建設 年度
公営	材木	2棟	14号	1		中層耐火3階建	2DK(6/6)	23,600 ~ 31,100	H11

【注意】

- (1) 各団地の駐車場は、原則1住戸につき1台で市の許可及び使用料が必要です。
- (2) テレビをご覧になる場合に、個人負担でアンテナ設置又はケーブルテレビとの契約が必要な団地があります。
- (3) 建設年度が古い団地は、網戸・カーテンレール・給湯器が設置されていない場合があります。
- (4) 募集住戸は、募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上応募ください。
- (5) 家賃や駐車場使用料のほかにも、電気、ガス、水道、下水道の使用料及び共同で使用するものなどの費用(共益費)、町内会費等の負担が必要となります。(団地によって異なります。)
- (6) 入居可能日以前に住戸内をご覧いただくことはできません。住宅によっては間取り図と室内写真がありますので、申込みの際にお問い合わせください。

3 入居資格

次の(1)から(8)までの条件にすべてあてはまること。

(1) 次のア又はイに定める条件を満たす者であること。

ア 60歳以上の単身者(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。

イ 次のいずれにもあてはまる者であること。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。

(イ) 60歳以上の者のみからなる二人以上の世帯又は夫婦のどちらか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯 であること。

(2) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、自立して生活するには不安があると認められる者であること。

(3) 家族による援助が困難な者であること。

(4) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯……月額所得104,000円以下

裁量階層……月額所得139,000円以下

裁量階層とは、次のアからクまでのいずれかに該当する方です。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが60歳以上のもの。

イ 障がい者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号の規定により交付を受けた障がい者手帳に記載されている障がいの程度が(ア)から(ク)までのいずれかの程度のもの

(ア) 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障がいの級が1級から4級までの程度

(イ) 精神障がい 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までの程度

(ウ) 知的障がい (イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (6) 市税を滞納していない者であること。
- (7) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 緊急通報システムの利用にあたり、自己負担による固定電話の設置を必須とし、入居後解約等行って緊急通報システムの機能を損なわないこと。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、募集期間内(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条に規定する鳥取市の休日を除く。)に鳥取県住宅供給公社(窓口受付時間午前9時から午後5時)又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居の選考方法は、入居申込した者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。

また、高齢者世話付住宅は、生活援助員派遣事業を目的とした住宅のため、鳥取市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則(平成11年鳥取市規則第48号)に規定する派遣事業の対象者と見込まれる者を選考する。

ただし、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6 抽選方法

7、8ページの【抽選について】を参照ください。

7 入居可能日

令和8年7月24日(金)

8 申込みにあたっての注意事項

- (1) 複数団地の申込みを可能とするが、抽選において当選した場合は必ず入居すること。入居の意思がないにもかかわらず安易に複数団地を申込み、当選辞退するような事は厳に慎むこと。
(事前に、交通機関や学校区などの住環境を確認してから申込みください。)
- (2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、申込締切日現在、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、公告日以前から次の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
- (4) 申込者及び同居親族が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。

- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)
- (7) 福祉サービスがセットになった高齢者向けの住宅であるため、サービスに要する費用がかかること。また入居申込後、「鳥取市福祉部長寿社会課」の事前面接を受ける必要があること。
- (8) 緊急通報システムの利用にあたり、自己負担による固定電話の設置が必要であること。

9 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、住宅入居後に同居者と
ならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。
なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。
 - ①配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方。
 - ②65歳以上の方。
 - ③「3入居資格(5)イの(ア)～(ウ)」のいずれかに該当する方。
 - ④「3入居資格(5)ウ」に該当する方。
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに住宅に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁であること。

[高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業について]

1. 事業の概要

高齢者世話付住宅に入居している者に対し生活援助員の派遣を行い、生活指導・安否確認・緊急時の対応・関係機関との連絡・その他日常生活上の援助を行う。

2. 対象者

60歳以上の夫婦のみの高齢者世帯(一方が60歳以上ならたりる。)又は60歳以上の高齢者のみから成る世帯で、次のいずれにも該当する者。

- (1) 自炊可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため、自立して生活するには、不安があると認められる者
- (2) 家族による援助が困難な者

3. 利用の申出者 本人

4. サービス内容

- (1) 生活援助員が定期的に訪問し、生活指導、相談を行います。
- (2) 電話及び訪問による安否確認を行います。
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急通報があった場合に対応します。
(緊急通報システムの利用にあたり、自己負担による固定電話の設置が必要です。)
- (5) 在宅福祉サービスを受ける場合等に関係機関に連絡します。
- (6) その他日常生活上必要な援助。

5. 事業の流れ

- ① 入居希望者は、建築住宅課住宅係または各総合支所産業建設課に申込書の必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に申し込むこと。
申込書の受理をもって、申込内容を長寿社会課へ情報提供することに同意したとみなす。
- ② 入居申込者に対し、長寿社会課又は支所は事前面接で身体状況の調査を行う。
- ③ 建築住宅課が入居者を決定する。
- ④ 事後面接にて事業内容の再確認。
- ⑤ 入居決定者は生活援助員派遣申出書を長寿社会課に提出する。

6. 鳥取市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料

区 分	1月当たりの額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	無料
生計中心者が前年所得税非課税の世帯	無料
生計中心者の前年所得税課税年額が、9,600円以下の世帯	1,500円
生計中心者の前年所得税課税年額が、9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
生計中心者の前年所得税課税年額が、32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
生計中心者の前年所得税課税年額が、42,001円以上の世帯	4,900円

※事業の詳細は、「鳥取市 福祉部 長寿社会課」までお問い合わせください。

「鳥取市 福祉部 長寿社会課」
(鳥取市役所 本庁舎)
電話:0857-30-8211

令和8年度第1回受託県営住宅入居者を次のとおり募集します。

1 募集期間 表紙内(1ページ)の「募集期間」のとおり。

2 募集する住宅の概要

家族世帯優先

種別	団地名	棟	号	階数	E V	構造	規格等	月額家賃(円) 【令和8年度家賃】			建設 年度
県営	高草	3棟	304号	3		中層耐火3階建	3DK(6/6/6)	23,600	～	54,300	H6
県営	西品治	2棟	308号	3		中層耐火3階建	3DK(6/6/6)	22,700	～	52,100	H7

【注意】

- (1) 2DK は単身者、それ以外は現に同居し又は同居しようとする親族がある者を優先して選考します。
- (2) 各団地の駐車場は、原則1住戸につき1台で市の許可及び使用料が必要です。
- (3) テレビをご覧になる場合に、個人負担でアンテナ設置又はケーブルテレビとの契約が必要な団地があります。
- (4) 建設年度が古い団地は、網戸・カーテンレール・給湯器が設置されていない場合があります。
- (5) 募集住戸は、募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上応募ください。
- (6) 家賃や駐車場使用料のほかにも、電気、ガス、水道、下水道の使用料及び共同で使用するものなどの費用(共益費)、町内会費等の負担が必要となります。(団地によって異なります。)
- (7) 入居可能日以前に住戸内をご覧いただくことはできません。住宅によっては間取り図と室内写真がありますので、申込みの際にお問い合わせください。

3 入居資格

次の(1)から(4)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)若しくは病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者があること又は単身者(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。

- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯 …… 月額所得158,000円以下

裁量階層 …… 月額所得214,000円以下

多子世帯 …… 月額所得259,000円以下

※多子世帯とは、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子が3人以上いる世帯をいう

裁量階層とは、次のアからクまでのいずれかに該当する方です。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満のもの

イ 障がいの程度が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であるもの

(ア) 身体障がい者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障がいのある者で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの

(イ) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障がい者(発達障がい者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含む。)で、その障がいの程度が精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級又は2級であるもの

(ウ) 知的障がい者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障がい者で、その障がいの程度が前号に相当するもの

(エ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、

- その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- カ 同居者に義務教育終了前の児童があるもの
- キ 妊婦がいるもの
- ク 夫婦のみであり、いずれかが40歳未満であるもの
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、募集期間内(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条に規定する鳥取市の休日を除く。)に鳥取県住宅供給公社(窓口受付時間午前9時から午後5時)又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。

規格が2DK以下の住宅については単身者を優先して選考し、それ以外の住宅については同居者がある者を優先して選考する。

ただし、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は、随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6 抽選方法

7、8ページの【抽選について】を参照ください。

7 入居可能日

令和8年8月1日(土)

8 申込みにあたっての注意事項

- (1) 複数団地の申込みを可能とするが、抽選において当選した場合は必ず入居すること。入居の意思がないにもかかわらず安易に複数団地を申込み、当選辞退するような事は厳に慎むこと。
(事前に、交通機関や学校区などの住環境を確認してから申込みください。)
- (2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、申込締切日現在、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、公告日以前から次の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
- (4) 申込者及び同居しようとする者が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)

9 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、住宅入居後同居者とならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。

なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。

- ①65歳以上の方。
 - ②配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方。
 - ③3入居資格(2)イの(ア)～(エ)」のいずれかに該当する方。
 - ④鳥取県の指定する家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した方。
 - ⑤鳥取県の指定する家賃債務保証業者に家賃に関する保証委託契約の締結を申し込んだが否認された方。
- (2) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁です。

鳥取市営住宅等入居者選考採点基準表

住宅困窮要素	対 象	採点	摘要	
1*	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。	イ 事務所、倉庫、工場、その他に6か月以上居住している。		
		ロ. 保安上危険な住宅に居住し、関係行政庁から警告されている		
		ハ 日照時間が3時間以内で通風が悪い。		
2*	他の世帯と同居のため生活上著しく不便である。	3世帯以上が同居している。		
3*	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	現居住者の1人当たりの居室面積(就学前幼児は0.5人として計算)	イ 1.65㎡まで(1畳)	
			ロ 1.65~3.3㎡(2畳)	
			ハ 3.3~4.95㎡(3畳)	
			居室の面積()畳	
4*	住宅がないため親族(配偶者又は18歳未満の子)と同居できない。	配偶者又は18歳未満の子と同居できない。		
5*	正当な理由による立退き要求を受けているが立退き先がない。	イ 裁判又は調停により立退き決定されている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)		
		ロ 家主から正当性が認められる立退き要求を受けている(家賃不払や不法占拠等、申込者の責任に帰する場合を除く。)	調停等による離婚手続中の場合及び売買契約済による立退きの場合も含む。	
6*	勤務地から著しく遠隔地に住んでいる。	通勤距離 片道50km以上	通勤距離 km 現在の交通手段で加算	
7*	収入に比べて現在の家賃が著しく過重である。	(家賃負担率の算定方法) 家賃負担率=家賃月額×12月/総所得金額	イ 30%以上	
		※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。	ロ 20%以上30%未満	
			月額家賃 _____,000 円 「総所得金額」は地方税法第313条第1項に定める「前年の所得について算定した総所得金額」	
8*	低額所得で住宅に困っている。	月額所得が10,000円以下 ※他の公的制度により住宅費を受給している世帯は対象としない。	「月額所得」は公営住宅法施行令第1条第3号の規定による額	
9	婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。	入居可能日から結婚予定日が3か月以内 結婚予定日 年 月 日		
10	母子・父子世帯で住宅に困っている。	20歳未満の子を扶養している配偶者のない者		
11	高齢者世帯で住宅に困っている。	満60歳以上の者と同居親族(配偶者又は18歳未満の児童など)のみからなる世帯	世帯主 歳 配偶者 歳 児童 歳	
12	心身障がい者世帯で住宅に困っている。(15のハ、ニ及びヘを加える。)	身体障がい者手帳1級から4級まで	4級を5点とし1級増すごとに1点加算	
		療育手帳A、B	Aが8、Bが6点	
		精神障がい者保健福祉手帳1、2級	1級が8、2級が6点	
		15のハ、ニ、ヘ該当者	15のハ、ニ、ヘに同じ。	
13	多子世帯で住宅に困っている。	18歳未満の児童が3人以上いる世帯	3人を5点とし、1人増えるごとに1点加算	
14*	配偶者間暴力の被害者で住宅に困っている。	イ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者		
		ロ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている(受けた)者		
		ハ 配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している(入所していた)者		
15	1人世帯の場合 該当する記号に○印をつける。ただし、上記1~14項目中*印欄のあるもので該当するものがあればそれに○印をつける。	イ 60歳以上		
		ロ 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号1級から4級までのもの	該当障がい名 ()	
		(戦傷病者) ハ 恩給法別表第1号表の2又は別表第1号表の3の第1款症のもの	疾病程度	イ 第1号表の2項症 ロ 第1号表の3項症
		ニ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項のもの		厚生労働大臣の認定
		ホ 海外からの引揚者で引揚げた日から起算して5年以内		
		ヘ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等		
			4級を5点とし、1級増すごとに1点加算 6項症を2点とし、1項症増すごとに1点加算	

委任状

委任状の記載事項は、すべて
委任者本人が自署してください。

令和 年 月 日

鳥取市長 様

◆代理人（窓口に来る人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

続 柄 _____ (委任者からみて)

私に係る、_____について、上記の者を代理人と定め、その権限を委任します。

◆委任者（頼む人） ←申込者です

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (シヤチハタ不可)

生年月日 昭和・平成 年 月 日

※ 「資格審査結果の通知文書」の送付先は、
(委任者宛て・代理人宛て) をお願いします。

↑
どちらかを○印で囲ってください。

※ 委任者の印は、朱肉を使用する印を押印してください。
インキ浸透印(シヤチハタ等)は不可。
※ 代理人の方は、「代理人の身元確認書類」+「(申込者と同居予定者 全員分)の個人番号確認書類」も必要です。

□ 家賃証明書

※ 賃借人欄は、[借主] が自筆で記入ください。

賃借人 (借主)	住所	市・郡	町	番地	
	アパート名等				
	※ 申込者の住民票と同一住所となります。				
	氏名				⑩

← 同一住所となります。

※ 証明事項欄及び証明者欄は、[貸主(建物所有者)] が自筆で記入ください。

証明 事項	建物の 所在地	住所	市・郡	町	番地
		アパート名等			
		※ 所在地は、賃借人の住民票と同一住所となります。			
	家賃	月額	円		
		※ 共益費・駐車料金・水道料金等を除いた額を記入ください			
	居住日	(令和・平成・昭和) 年 月 日より居住			

上記のとおり、賃借人と賃貸契約を締結していることを証明します。

証明者 (貸主・建物 所有者)	証明年月日	令和 年 月 日 (←本証明書を記載した日)				
	住所	市・郡	町	番地		
	アパート名等					
	氏名					⑩
	賃借人との 関係	(※ 賃借人が親族の場合のみ記入ください)				
	電話	—				

この証明書は、証明日より6ヶ月以内のものを有効とします。

□ 持ち家なし証明書

※ 入居申込者欄は、[入居申込者] が自筆で記入ください。

入居 申込者	住所	市・郡	町	番地	
	方書				
	※ 住民票と同一住所となります。				
	氏名				⑩

← 同一住所となります。
(住所が違う場合は、上の「家賃証明書」を使用してください。)

現在、上記市営住宅等入居申込者が居住する住宅は、私の所有する住宅であることを証明します。

※ 住宅所有者欄は、[住宅所有者] が自筆で記入ください。

住宅 所有者	証明年月日	令和 年 月 日 (←本証明書を記載した日)				
	住所	市・郡	町	番地		
	方書					
	※ 住民票と同一住所となります。					
	氏名					⑩
	続柄	(←入居申込者からみて)				
電話	—					

この証明書は、証明日より6ヶ月以内のものを有効とします。

「家賃証明書」または「持ち家なし証明書」のどちらかの様式を使用してください。

給 与 支 払 証 明 書

※ 昨年1月2日以降に現在の勤務先に就職した方は、この証明書を提出してください。

現住所	
氏 名	
就職年月日	年 月 日

給与支給総額 (※ 通勤手当等の非課税部分は除きます。)			
支給区分	給与月額	賞 与	月 計
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
合 計	円	円	円

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日

[給与支払者] 所在地 _____
 電 話 () - _____
 名称及び
 代表者氏名 _____ ⑩

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

◎記入上の注意 … 給与支払者様へ

- ア 遡って直近1年間（勤務が1年に満たない場合は、勤務した期間の月のみ）の支払済額を記入してください。
- イ 支払われた全額（給与、賃金、賞与、年金、報酬及び時間外勤務手当、その他について所得税、社会保険料などを差し引く前の額）を記入してください。ただし、通勤手当等の非課税部分は除きます。
- ウ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には、必ず代表者の訂正印を押してください。

※この欄は記入しないでください。

$$\begin{array}{l}
 \left(\frac{\quad \text{円}}{\quad \text{月}} \right) = \frac{\text{平均月額}}{\text{1円未満切り捨て}} \times 12 + (\text{賞与}) = \quad \text{円} \\
 \hspace{15em} \downarrow \text{控除後} \\
 \hspace{15em} \quad \text{円}
 \end{array}$$

在職証明願い

(申請者 記入欄)

令和.....年.....月.....日

申請者 住所

氏名 印

生年月日 昭和・平成.....年.....月.....日

貴社に勤務していることを証明願います。

在職証明書

(事業所 記入欄)

上記の者は、令和.....年.....月.....日より当社に勤務していることを証明します。

令和.....年.....月.....日

事業所住所

事業所名

代表者名 印

入居者資格認定のための申立書

裏面もあります

この申立書は、入居申込みされる方と同居予定の方全員(未成年者を除く)が次のいずれかに該当する場合に提出してください。 ①障がい者手帳をお持ちの方(又は申請中の方) ②70歳以上の方

鳥取市長 様

以下の申立てのとおり相違ありません。また、鳥取市が入居資格の認定を行うに際し、市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合において、鳥取市が本申立書及び入居申込書、面接等の調査で知った事項について市町村(福祉主管部局等)に情報提供し、調査・回答を求めることに同意します。
 その際、福祉主管部局の職員が、常時介護の必要性の有無及び居住支援体制の状況等について、後日聞き取り、面談等を行うことにも同意します。

令和 年 月 日 (←記載事項に変更がない場合は、この記載日から6か月以内は有効)

氏名： Ⓜ ()歳	生年月日：T・S・H・R 年 月 日
住所：	電話：

該当する項目を○印で囲み、または記載欄に記入してください。

- あなたは、障がい者手帳をお持ちですか。
 - 持っている ⇒⇒⇒

① 身体障がい者手帳	() 級
② 療育手帳	() 級
③ 精神障がい者保健福祉手帳	() 級
 - 持っていない
- あなたは、日常生活を営むうえで何らかの介護(介助・援助)を必要としますか。
 ※裏面の質問「6」に掲げる項目に照らしてご回答ください。
 - ①必要とする ②必要としない
- 現在のあなたのお住まい等の状況についてお尋ねします。
 - あなたの現在のお住まい等は
 - ①住宅・アパート等 ②施設・病院等 ③その他(具体的に)
 - 住宅・アパート等にお住まいの方にお尋ねします。
 - あなたの住んでいる居室の階層は
 - ①1階 ②2階(エレベーターの有無：有・無) ③3階以上(エレベーターの有無：有・無)
 - 同居している方は
 - ①いない ②いる ⇒⇒⇒ (同居者数： 人)
 - 施設・病院等に入っておられる方にお尋ねします。
 - 施設・病院等の名称は ()
 - 施設・病院等の種類は
 - ①特別養護老人ホーム ②障がい者療護施設 ③病院・診療所 ④その他()
 - 現在の施設・病院等から市営住宅等への移転を希望する理由をご記入下さい。
 []
- 現在のあなたの心身の状況等についてお尋ねします。
 - 介護保険法による市町村の認定を受けていますか。
 - 受けている 受けていない
 - ↓
 - ※市町村の認定を受けている場合は、該当の要介護度区分に○印をつけてください。
 ①要支援 ②要介護1 ③要介護2 ④要介護3 ⑤要介護4 ⑥要介護5
 - 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。
 - ①使用していない ②使用している ⇒⇒⇒ (福祉用具の種別：)

5. 緊急時の連絡先及び身元引受人を2名記入してください。(①と②は、それぞれ別世帯の方)

	氏名	住所	電話番号	続柄
①				
②				

6. あなたの現在の日常生活における介護(介助・援助)の状況等についてお尋ねします。

下表の該当する欄に○印を記入してください。

また、介護(介助・援助)が必要な場合は、現在受けている介護(介助・援助)の内容、入居申込みをした市営住宅等において受ける予定の介護(介助・援助)の内容等について、具体的に記入してください。

①欄は、項目ごとに「不必要・一部必要・全部必要」のいずれかに必ず○印を記入してください。

項目	① 現在の日常生活において介護(介助・援助)を必要としていますか			② ①において介護(介助・援助)が必要と答えた場合、現在の介護(介助・援助)をどこから受けていますか			③ ①において介護(介助・援助)が必要と答えた場合、市営住宅等に入居したときの介護(介助・援助)をどこから受ける予定ですか			
	不必要	一部必要	全部必要	居宅介護サービス 介護保険による	介護保険以外による 介助・援助		居宅介護サービス 介護保険による	介護保険以外による 介助・援助		
					(市町村、保健所 支援センターなど)	民間 (ボランティア団体、NPO、親族など)		(市町村、保健所 支援センターなど)	民間 (ボランティア団体、NPO、親族など)	
基本的な動作	居宅における移動 (住居の出入・階段の昇降等)									
	食 事									
	入 浴									
	排 便									
	着脱衣									
家事	炊事・洗濯・掃除等の日常									
その他	自治会の活動・当番									

★すべての項目について、該当する欄に○印、内容等を記入してください。

○現在受けている介護(介助・援助)について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

[]

○現在受けている医療(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など)があれば、その具体的な内容をご記入ください。

[]

○入居申込みをした市営住宅等において、受けることを予定している介護(介助・援助)について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

[]

暴力団員でないこと等に係る誓約書

私たちは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと及び暴力団員であることが入居後に判明したときは住宅を明け渡すことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かを確認するための照会が鳥取警察署その他の警察署に対してなされることに同意します。

令和_____年_____月_____日

鳥取市長 様

(申込者本人) 住所 _____

ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 S. H. R. _____年_____月_____日

(同居予定者) 住所 _____

ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 S. H. R. _____年_____月_____日

住所 _____

ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 S. H. R. _____年_____月_____日

住所 _____

ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 S. H. R. _____年_____月_____日

住所 _____

ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 S. H. R. _____年_____月_____日

【備考】①入居申込者(申請者)及び同居者(同居しようとする者を含む。)の連署によること。
(可能な限り本人が自書すること)
②同居予定者の住所が申込者本人と同一住所の場合は、「同上」の記載でも構いません。

市営住宅への暴力団員の入居の排除について

- 全国的に公営住宅内で暴力団員による重大事件が発生している中、入居者の安心、安全な生活を確保し、生活妨害等の未然防止や不安を解消することが求められています。
- また、公費により建設し、低廉な家賃で提供している市営住宅に暴力団活動により違法・不当な収入を得ている可能性が高い暴力団員が入居することは、結果的に、より多くの違法・不当な収入が暴力団に移ることを見過ごし、手助けすることになります。
- そのため、鳥取市では条例等を改正し、平成20年12月24日から市営住宅への暴力団員の入居を制限することとしました。概要は以下のとおりです。

市営住宅からの暴力団員排除の概要

- 1、市営住宅の入居者資格（同居親族も含む）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）である場合には市営住宅への入居資格を満たさないこととします。
- 2、入居者又はこれと現に同居する者が暴力団員の住居として使用させる行為（自らが暴力団員となって使用する行為を含む）を禁止します。
- 3、市営住宅入居後、新たに同居を希望する者が暴力団員であるときは、これを認めないこととします。
- 4、入居者が死亡または退去したときに、同居していた者が暴力団員である場合には、当該同居者が引き続き市営住宅へ居住することを認めないこととします。
- 5、入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したときは、市営住宅の明渡しを請求できることとします。

※暴力団員であるか否かについては警察に照会することにより確認を行います。

鳥取県鳥取警察署等との連携

今回の条例改正に基づく暴力団員による市営住宅等の使用制限を行うにあたり、円滑な情報提供及び必要な支援について、鳥取市と鳥取県鳥取警察署等が連携するため平成20年12月24日付けで協定書を締結しました。

お問合せ先

鳥取県住宅供給公社
電話 0857-30-7480

様式第4号の4(第2条関係)

<県営>

誓約書

私たちは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かを確認するための照会が鳥取県警察本部に対してなされることに同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

備考 申込者(申請者)及び同居者(同居予定者も含む。)の連名によること。

市営住宅への暴力団員の入居の排除について

- 全国的に公営住宅内で暴力団員による重大事件が発生している中、入居者の安心、安全な生活を確保し、生活妨害等の未然防止や不安を解消することが求められています。
- また、公費により建設し、低廉な家賃で提供している市営住宅に暴力団活動により違法・不当な収入を得ている可能性が高い暴力団員が入居することは、結果的に、より多くの違法・不当な収入が暴力団に移ることを見過ごし、手助けすることになります。
- そのため、鳥取市では条例等を改正し、平成20年12月24日から市営住宅への暴力団員の入居を制限することとしました。概要は以下のとおりです。

市営住宅からの暴力団員排除の概要

- 1、市営住宅の入居者資格（同居親族も含む）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）である場合には市営住宅への入居資格を満たさないこととします。
- 2、入居者又はこれと現に同居する者が暴力団員の住居として使用させる行為（自らが暴力団員となって使用する行為を含む）を禁止します。
- 3、市営住宅入居後、新たに同居を希望する者が暴力団員であるときは、これを認めないこととします。
- 4、入居者が死亡または退去したときに、同居していた者が暴力団員である場合には、当該同居者が引き続き市営住宅へ居住することを認めないこととします。
- 5、入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したときは、市営住宅の明渡しを請求できることとします。

※暴力団員であるか否かについては警察に照会することにより確認を行います。

鳥取県鳥取警察署等との連携

今回の条例改正に基づく暴力団員による市営住宅等の使用制限を行うにあたり、円滑な情報提供及び必要な支援について、鳥取市と鳥取県鳥取警察署等が連携するため平成20年12月24日付けで協定書を締結しました。

お問合せ先

鳥取県住宅供給公社
電話 0857-30-7480

個人番号利用同意書（新規・追加）

年 月 日

(入居名義人) 入居住宅住所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

私及び同居者は、本同意書を提出以後、市が下記の個人番号を利用する事務を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。

添付書類 個人番号通知カードの写し、通知カードの写し又は個人番号の記載のある住民票の原本

団地名	団地	棟	号
-----	----	---	---

番号	続柄	氏名	本年1月1日時点の 住所地（市町村名）
1			
2			
3			
4			
5			

○個人番号を利用する事務

- 1 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第12条に規定する同居の承認に関する事務
- 2 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第13に規定する入居承継の承認に関する事務
- 3 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条又は第15条に規定する家賃の決定に関する事務
- 4 条例第16条に規定する家賃の減免に関する事務
- 5 条例第28条に規定する収入超過者等の認定に関する事務
- 6 条例第30条に規定する収入超過者等に対する家賃に関する事務
- 7 条例第31条に規定する高額所得者に対する明渡請求に関する事務
- 8 条例第32条に規定する高額所得者に対する家賃等に関する事務
- 9 条例第33条に規定する住宅のあっせん等に関する事務

○注意事項

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条の規定により、個人番号の提供の際は、本人確認に必要な書類を提示し、又はその写しを提出してください。

また、市営住宅入居中に、法第7条第2項の規定により従前の個人番号に代わる個人番号の指定を受けた者はその旨届け出てください。

- 2 「本年1月1日時点の住所地（市町村名）」の記入誤り、記入がない場合又は入居後に住民票の住所地を県営住宅の住所地へ移動していない場合、個人番号を利用できない場合があります。

本人確認欄	
個人番号確認	本人確認

※この欄には何も記入しないでください。

納税状況確認願

令和 年 月 日

収納推進課長 様
(総合支所 市民福祉課長)

収納推進課…本庁舎2階21番窓口

[申請者]

住所：.....

氏名：.....

電話：(.....).....

鳥取市営住宅入居申込みのために、私(入居予定者全員分)の納税状況について確認願います。

★太枠で囲んだ部分のみご記入ください(入居予定者全員分)

ふりがな 氏名	続柄	生年月日	住所	収納推進課(総合支所市民福祉課) 使用欄	
				滞納有無	滞納状況
	本人	S H R		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	
		S H R		無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	

※ 滞納有の欄に☑印のついている方は、入居資格を満たさないため市営住宅の申込みはできません。
ただし、受託県営住宅については滞納の有無に関わらず申込みすることができます。
※ 窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます場合があります。
※ 申請者が入居予定者でない場合、入居者の同意書が必要です。

収納推進課(総合支所 市民福祉課) 確認印

※鳥取市に住所がなく納税状況がない方についても、滞納の有無に☑と確認印をお願いします。

(基準日： 年 月 日納期到達分)

同意書

上記の申請者が私の納税状況について照会すること(入居予定者全員分)に同意します。

令和 年 月 日

鳥取市長 様

住所：.....

氏名：.....

㊟

※同意書は、入居者本人が押印のうえ自署してください。

納税状況確認に関するお願い

鳥取市収納推進課

(総合支所 市民福祉課)

- 1 納税状況の確認を受けられる場合は、入居予定者全員の氏名等を必ず記入しておいてください。また、最近婚姻等により氏名に変更があった方は、旧姓等も記載しておいてください。
- 2 最近納付（納入）した場合は、収納確認できない場合がありますので、お手数をおかけしますが、領収証書（原本）を持参してください。
- 3 口座振替をご利用の方の場合、口座振替後7日程度経過しないと収納確認できませんので、それ以後においていただくか、お手数をおかけしますが、振替口座の預金通帳（通帳記入後）を持参してください（振替口座の預金通帳で振替済みの確認をさせていただきます）。